

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第1条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長(第78条関係) <table border="1"><thead><tr><th>部局等及び出納局</th><th>室、課及び所</th><th>課長及び担当課長</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">文化スポーツ部</td><td>[略]</td><td rowspan="2">生涯スポーツ担当課長 競技スポーツ担当課長</td></tr><tr><td>スポーツ振興課</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長	[略]			文化スポーツ部	[略]	生涯スポーツ担当課長 競技スポーツ担当課長	スポーツ振興課		[略]	[略]		[略]			別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長(第78条関係) <table border="1"><thead><tr><th>部局等及び出納局</th><th>室、課及び所</th><th>課長及び担当課長</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">文化スポーツ部</td><td>[略]</td><td rowspan="2">生涯スポーツ担当課長 競技スポーツ担当課長 <u>冬季国体・マスターズ推進課長</u></td></tr><tr><td>スポーツ振興課</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長	[略]			文化スポーツ部	[略]	生涯スポーツ担当課長 競技スポーツ担当課長 <u>冬季国体・マスターズ推進課長</u>	スポーツ振興課		[略]	[略]		[略]		
部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長																																	
[略]																																			
文化スポーツ部	[略]	生涯スポーツ担当課長 競技スポーツ担当課長																																	
	スポーツ振興課																																		
[略]	[略]																																		
[略]																																			
部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長																																	
[略]																																			
文化スポーツ部	[略]	生涯スポーツ担当課長 競技スポーツ担当課長 <u>冬季国体・マスターズ推進課長</u>																																	
	スポーツ振興課																																		
[略]	[略]																																		
[略]																																			
備考 改正部分は、下線の部分である。 (岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)																																			

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) 第22条の2 [略] 2 スポーツ振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 総括課長専決事項 (1)・(2) [略]	(文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) 第22条の2 [略] 2 <u>スポーツ振興課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u> <u>部長専決事項</u> <u>(1) 令和5年特別国民体育大会冬季大会スキー競技会(以下「冬季国体」という。)</u> 及び <u>日本スポーツマスターズ2022(以下「マスターズ」という。)</u> の総合的な企画に関すること(他課等の主管に属するものを除く。) 総括課長専決事項 (1)・(2) [略] <u>(3) 冬季国体及びマスターズの総合的な調整に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)</u> <u>(4) 冬季国体及びマスターズの運営の企画に関すること(</u>

<p>[略]</p> <p>競技スポーツ担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p><u>他課等の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>[略]</p> <p>競技スポーツ担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>冬季国体・マスターズ推進課長専決事項</u></p> <p><u>(1) 冬季国体及びマスターズの運営の実施に関すること (</u> <u>他課等の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。